

《學界展望》

中世初期村落史研究の問題點

——ドイツ史學界を中心に——

増田四郎

(35) 學界展望

ヨーロッパ初期中世の社會經濟史をあつかう際には、一般にこの時代の最も重要なテーマとして、莊園制すなわちグレントヘルシャフトの成立がとりあげられ、<sup>1)</sup>ほゞ十三、四世紀にいたるまでの中世中期を、いわゆる「古典的莊園」の時代として、莊園領主による農民支配の構造を論議することが常識とされている。このような問題のたてかたは、マルクス主義史觀をめぐる理論的發言の多いわが國において特に著しいようにみうけるが、ヨ

ロッパの經濟史概説書をみても、八、九世紀から十三、四世紀までを、類型的にグレントヘルシャフトの時代として綜括したものがかなり多い。しかしはたして莊園制の分析が、中世における農民生活の實態を、全面的に把握することとなりうるであろうか。また莊園制といふものは、それほど類型的に西ヨーロッパの全體を蔽う劃一的な制度であつたらうか。さらには莊園制が、一部の論者にいわれるように、封建社會の最も基本的な「細胞」などと呼びうるものであつたらうか。もししいてこのことばをつかうとなれば、その概念規定によほどの修正が

必要なものではなからうか。<sup>(2)</sup>

私はかつて史料の在り方とその性格という面から、こゝうした通説の問題のたてかたに大きな疑問があることを指摘した<sup>(3)</sup>。本稿でも同じ疑問から發して、いますこしく視野を限定し、最近ヨーロッパ特にドイツ史學界で、中世初期村落の研究が、どのような方法と視角からおしすすめられているかの一端をしめしてみたいと思う。

さてヨーロッパの學界において、中世中期を古典的莊園の時代としてとらえるということは、決して最初から法制史や經濟史の常識であつたわけではない。生産様式の變遷に基礎を置く公式的なマルクス主義史觀は別として、十九世紀の中葉から出はじめた農制史や法制史の古典的研究の中には、ウィースやマウラー<sup>(4)</sup>、あるいはギルケ<sup>(5)</sup>などの研究のように、莊園制よりもむしろ村落團體の性格究明をねらつた勞作の方がはるかに多かつたのである。それがいつごろから、どういふ事情でグルントヘルシャフト重視の傾向に轉じたかは、單にマルクス主義史學との關連としてだけでなく、十九世紀後半以降の史學史一般の問題として考慮さるべきであるが、例えばあのランプレヒトの名著のごときにおいてさえも、なお

グルントヘルシャフトがその研究の主目標であつたとは考えられない<sup>(8)</sup>。もちろん「大グルントヘルシャフトの形成」を論述の一焦點としたイナマ・シュテルネックの研究をはじめ、經濟發展段階説をとる一部の歴史家の中には、經濟單位または經營の主體として莊園領主制をとりあげる傾きがあり、それが領主Ⅱ農民關係として、封建社會の類型化と合流する要素をふくんでいたことは事實である<sup>(10)</sup>。しかしそれらは特に經濟的觀點からの理論的な一面的理解にすぎず、中世農民の團體的規制や傳統的秩序のよつて生ずるゆえんを説明したものではない<sup>(11)</sup>。われわれの知りたいことは、むしろそうした莊園的支配の基礎が何であつたかということである。

いづれにしても、ごく大ざっぱにいつて、十九世紀中葉の巨匠たちは、すくなくとも莊園制と同じ程度に、あるいはそれ以上に、村落やマルク團體や都市を問題としていた。ところが二十世紀にはいと、一方で農民の問題は莊園制の研究に重點をきりかえられ、他方では都市の研究が莊園制以上に活潑多彩な發達をしめし、都市と農村の並存的な關係がみうしなわれて、中世初期はマルク團體を、中世中期は莊園制を、中世末期は都市を中心

に概観するという風潮をうむにいたつたのである。しかし支配の形態と團體の在り方とは、一應別個のものである。のみならず「都市なき」ゲルマン上世においてさへも、農業生産と商工業關係とは並存しうる。ましてやローマ末期の傳統をうけつたフランク時代以降、中世を通じてこの兩者が並存關係にあつたことは、きわめて明白であるが、それにもかかわらず、一方を村落とみないでマルクまたは莊園制と考へ、他方を都市共同體(Stadt-Gemeinde)としてとらえようとしたところから、兩者の關係がきわめて不自然にきりはなされてしまつた憾が深い。そしてその理由の一つが、殘存史料の性格にあることは明らかであるが、いま一つには、ビレンヌなどのいう「商業の復活」という考へ方が、ゲルマニストの都市共同體論と比較的安易に結びついて考へられているためではないかと思われ<sup>(12)</sup>る。

ところが、このいわば不自然な通説へのきびしい批判が、最近ヨーロッパ史學界の發達により、期せずして大きな力となつてあらわれて來た。都市の前史についてここに詳述するいとまはないが、農村については、いま一度村落(Dorf)というものの實態に近づき、そこに生活

した農民の團體秩序をば、グルントヘルシャフトないしは村落共同體(Dorf-Gemeinde)との關連において、再吟味してみようとする企てが續出することとなつた。どうしてそのような反省が可能となつたのであろうか。それには問題意識の變化といふことももとより重要であるが、結論的にいって私は、大體つぎのような三つの研究操作の變革が作用しているものと考え<sup>(13)</sup>る。

まずその第一は、補助的諸科學の格段の發達である。從來ほとんど文獻または記述史料のみによつてなされてきた初期中世社會の研究は、まず言語學の發達により史料批判の嚴正が期待されることとなり、ついで民俗學や地質學・地名學・集落形態學等の發達によつて、社會生活の機能と基盤が補充されるにいたり、さら<sup>(14)</sup>に最近では、考古學の徹底的な調査報告により、集落の分布、その規模と密度、その社會構造さえも、ある程度復原される途がひらかれて來た。従つてこれからの初期中世村落の研究には、同時代の記述史料による分析の結果と、これら補助學による研究成果との合致ないし協力が必要であり、その考慮を無視した立論は、片手落ちのそしりをまぬがれないであらう<sup>(15)</sup>。

その第二は、オーバン (H. Aubin)、『ケチュケ (R. Kötzsche)』、『シュタインバッハ (Fr. Steinbach)』、『マイヤー (Th. Mayer)』等の先覚者によってはじめられた着實な地域史研究 (geschichtliche Landeskunde od. geschichtliche Landesforschung) の發達である。従來の個別研究は、おおむね全般的な觀照から發して、最初から何らかの理論の檢證をねらい、學界の問題點のみを追究しようとするものか、さもなければ、昔ながらの郷土史的關心にもとづくローカルなものかのいずれかであったが、いまや「中世紀の綜合科學」としての地域史研究の方法が漸次に確立せられ、まず各地域の具體相を綜合的に確證してから、學界の問題に對處しようとする風がおこつて來た。この傾向は、ドイツでは裁判管區を考察の單位とした各州の“Historischer Atlas”並びに“Historisches Ortsnamenbuch”の大規模な編纂事業として、目下着々業績をあげているが、各地方別にもすでに獨立のそうした成果が多數に公刊されている。その最もすぐれた一例ともいふべきものは、ウェストファリア地方に關する“Der Raum Westfalen” hrsg. v. H. Aubin u. and, bisher 3Bde. Berlin u. Münster 1931

— 1955. シュレスウイヒ・ホルシュタイン地方に關する“Geschichte Schleswig-Holsteins,” begr. v. V. Pauls, Bd. 3. Die Frühgeschichte vom Ausgang der Völkerwanderung bis zum Ende der Wikingerzeit. (bearb. v. H. Jankuhn) Neumünster 1955—57. などであり、近く刊行のはびにいたるであろう企畫もきわめて多い。また地域史研究の方法によって、一村落や特定の小地域を徹底的に分析した業績も、枚舉にいとまなき有様である。

その第三は、ワイズテューマー (Weistümer) の研究が一段の進歩をしめたことである。地方の裁判集會における判告録ないし村法の性格をもち、ほゞ十三世紀ころからあらわれはじめるワイズテューマーという史料群は、グリム (J. Grimm) による原典の蒐集刊行 (一八四〇年) 以來、オーストリアのワイズテューマーの出版をはじめとして、斷片的に多くの公刊をみたが、そこに判告 (Weisen) されている規定内容の性格、特に村落裁判權の成立や「ツウィング・ウント・バン」(Zwing und Bann) の起源をめぐつて種々の論争があり、その結果、これらの諸規定を、古來の自由農民の團體的規制を示唆

するものとみるロマンティックな古い學說、並びにそれらをグラーフ(伯)または領邦權力よりの派生物とみる一部の學說は、ドブシュ學派のグルントヘルシャフト重視の主張の前に、やや不振の状態に置かれていた。ところが最近にいたり、一方では、オーストリアのワイズテューマーを中心としたバルトル(H. Baltr)の新説が出て、それがグルントヘルの如何にかかわりなく、いわば「超グルントヘルシャフト的」な性格をもつ裁判記録であり、農民の地域的・團體的結合を母體となし、それにのぞむ裁判領主と農民團體との間で發見された一種の公的秩序の表現であることが、あざやかに立證された。<sup>20)</sup> また他方では、シュワーベンを中心としたヴィクトール・エルンストの研究への批判から發して、十三、四世紀からワイズテューマーがあらわれる理由を、(一)グルントヘルシャフトの解體、(二)グルントヘル本位の農人身分制の弱体化、(三)個別的所有權の明瞭化と團體結成意欲の強烈化にもとめ、あたかもその時點から村落共同體(Dorf-gemeinde)の成立をよみとらうとするバーダーの諸研究が出て、村落團體研究に對して占めるこの史料の價値がめだつて高まつて來た。<sup>21)</sup> その結果、ワイズテューマー

は、もはや單なる經濟史料としてだけではなく、莊園制とは一應別個な、いわば村落團體の古い祖型をも示唆する興味ある史料となつて來たのである。ところがここに問題なのは、この史料をつかつてさかのぼりうる時代的な上限は、せいぜい十二世紀までであるということであり、それ以前の狀態については、殘念ながら一切不詳である。しかしそれにしても、グルントヘルシャフトと並列的に嚴存していた村落團體が、初期のワイズテューマーから推定できるということは、從來考えられなかつた新しい手がかりであり、これを八、九世紀の村落の狀態とどう結びつけるかということが、われわれにとつては、「古典的莊園」時代の根柢を理解する重要な鍵となる。ワイズテューマーの研究は、その意味で、初期中世の村落を知る上での、間接の目安となりうるであろう。以上、三つの新しい研究操作により、初期中世村落の在り方が、いままでよりは格段の相違をもつて、具體的に研究されうる途がひらかれた。それではそうした操作により、何がどの程度に解明されえたのであろうか。以下順を追つて、今日までの諸成果を重點的にひろいあげてみよう。

- (1) 此の行論の便宜上、マンントマンントを「世團制」と譯して置く。この譯語は決して適確なものではない。
- (2) この問題の反論は、すでにマンントに於いて提起せられた。特に Herrschaft und Bauer in der deutschen Kaiserzeit. Jena 1939. を参照せよ。
- (3) 拙著『西洋經濟史概論』（春秋社刊）の補論「中世村落研究の問題點」を参照。
- (4) F. v. Wyss: Die Schweiz. Landgemeinden in ihrer hist. Entwicklung. Zürich 1852. 2. Aufl. 1892.
- (5) G. L. v. Maurer: Einleitung zur Geschichte der Mark, Hof-, Dorf- u. Stadtverfassung. Wien 1853, 2. Aufl. mit Vorwort v. H. Cinnow 1896.
- (6) O. v. Gierke: Deutsche Genossenschaftsrecht. Bd. I, Berlin 1868.
- (7) K. Lamprecht: Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. 3 T. in 4 Bde. Leipzig 1885—6.
- (8) マンントマンントのとりあけかたが法制史特に國制史とらかに密接な關係にあつたか否かがうたためには、G. Seeliger: Die soziale und politische Bedeutung der Grundherrschaft. Leipzig 1903. や G. v. Below: Der deutsche Staat des Mittelalters. 1. Bd. Leipzig 1914. のような著書に頼るべきである。
- (9) K. T. v. Inama-Sternegg: Deutsche Wirtschaftsgeschichte bis zum Schluss der Karolingerperiode. Bd. I, Leipzig 1879. 2. Aufl. 1909.
- (10) あらゆる一般的には、M. Weber: Wirtschaftsgeschichte. München u. Leipzig 1923. の第一章の「マンント」を参照せよ。
- (11) マンントマンントが特に重視されるに至つた事情をこのあとで検討してまはないが、例えは總じて發展段階のシエーマを「實證」により、ちこわす立場をとつたドブシエの著作のこのときものに、廣範なわらいをよくむす九世紀中葉以降の古典的諸學説が、經濟史の面から不當に一方的に位置づけられ、そのためかえつてマンントマンントが論議の中心になりあがつたところ、皮肉な現象を認められる。その意味で私は、ドブシエの著書の巻頭にかかげられてゐる従來の諸學説の整理方法は、必ずしも妥當であるとはいへないと思ふ。
- (12) 中世を通じての都市と農村の史料の在り方、並びに問題のとりあけかたについては、拙稿「ドイツ中世史研究における都市と農村」（一橋大學創立八十周年記念論集上巻所收）を參看されたい。
- (13) この問題に關する最近での最もすぐれた論文集は、「オタル・ペイヤー監修の『Vorträge und Forschungen』叢書第四卷の Studien zu den Anfängen des europäischen Städtewesens. Lindau u. Konstanz 1958. p. 46.」な著書で、これは E. E. E. Ennen: Frühgeschichte der europäischen Stadt. Bonn 1953; H. Plantz: Die deutsche Stadt im Mittelalter. Graz u. Köln 1954. を参照せよ。

(14) マンホトの村集落「集落」(Einzelhof)に對する「集村」の表現として用ゐられるが、この村集落の集落と云ふは其の意味は漠然とした。また「村集落」として表現は、主として十二、三世紀以降の村集落を以て「都市共同體」に對應するものとせらるゝ。マンホト史に照しては、村集落の餘地は、村初期の「村落」(Dorf)、村中期の「村落團體」(Dorfgenossenschaft)、村末期の「村落共同體」(Dorfgenossenschaft)の各期に於て、漸次その内容を充實するものとせらるゝ。

(15) この方面の代表的著作は、F. Petri: Germanische Volkserte in Wallontien und Nordfrankreich. 2 Bde. Bonn 1937—39; E. Gamillscheg: Romania Germanica. 3 Bde. Berlin u. Leipzig 1934—36; O. Höfler: Kultische Geheimbinde der Germanen. Bd. 1, Frankfurt a. M. 1934. などである。また學界展望誌のF. Petri: Zum Stand der Diskussion über die fränkische Landnahme. Darmstadt 1954. など。

(16) 例として W. Veeck: Die Alamannen in Württemberg. Berlin u. Leipzig 1931. など。また「Römisch-germanische Kommission d. Archäol. Instituts」の幾多の刊行物参照。

(17) 主として寄進帳その他の文献史料に依り、この補助學の成果を考慮して初期中世村落の實際に對して最近の注目すべき論稿は、H. Dannenbauer: Fränkische und schwäbische Dörfer am Ende des 8. Ja-

hrhunderts. (in: Festschrift K. Bohmenberger, Tübingen 1938, S. 53—67) など。また I. Bog: Dorfgenossenschaft, Freiheit und Unfreiheit in Franken. Stuttgart 1956. の第一章が第五卷参照。

(18) この村集落の一例として、この郷土誌を以てして、F. Eisener: Der Hof Benken. St. Gallen 1953; J. J. Siegrist: Beiträge zur Verfassungs- und Wirtschaftsgeschichte der Herrschaft Hallwil. (in: Argovia, Bd. 64, Aarau 1952, S. 5—533); W. Krämer: Geschichte der Gemeinde Gauting. Gauting 1949; F. Trautz: Das untere Neckarland im früheren Mittelalter. Heidelberg 1953. など。また R. Kötzsche: Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen. Remagen 1953; A. Timm: Studien zur Siedlungs- und Agrargeschichte Mitteldeutschlands. Köln u. Graz 1956; F. Lütge: Die Agrarverfassung des frühen Mittelalters im mitteldeutschen Raum. Jena 1937; I. Bog: Dorfgenossenschaft, Freiheit und Unfreiheit in Franken. Stuttgart 1956. など。また K. Schumacher: Kultur- und Siedlungsgeschichte d. Rheinlande. 3 Bde. Mainz 1921—25; Fed. Schneider: Die Entstehung von Burg und Landgemeinde in Italien. Berlin-Grünwald 1924. など。三十年代に於ては、B. Huppertz: Räume und Schichten bäuerlicher Kulturformen in

- Deutschland, Bonn 1939; Fr. Steinbach: Geschichtliche Grundlagen der kommunalen Selbstverwaltung in Deutschland. (In: Rhein. Archiv, 20, 1932); M. Wellmer: Zur Entstehungsgeschichte der Markgenossenschaften. Freiburg i. Br. 1938. 245頁。
- (21) 2. 邦文『學派の立脚点』(1934) E. Patzelt: Entstehung und Charakter der Weistümer in Österreich. Budapest 1924; H. Wiessner: Sachinhalt und wirtschaftliche Bedeutung der Weistümer im deutschen Kulturgebiet. Baden b. Wien 1934. 244頁。
- (22) H. Baltl: Die österreichische Weistümer, Studien zur Weistümungsgeschichte. MÖG. Bd. 59 (1951) u. 61 (1953); Ders.: Die ländliche Gerichtsverfassung Steiermarks vorwiegend im Mittelalter. Wien 1951. 44頁  
 ントナルの見解(1934) 山田欣吾「ドイツとローマと村落裁判」(一橋論叢四〇卷一號所収)を見よ。
- (23) K. S. Bader: Entstehung und Bedeutung der oberdeutschen Dorfgemeinde. Z. f. württemb. Landesgeschichte, NF. Jg. I, 1937, S. 265—295; Ders.: Ueber Herkunft u. Bedeutung von Zwing und Bann. Z. f. Gesch. d. Oberheims, NF. 50, 1937; Ders.: Nochmals: Ueber Herkunft und Bedeutung von Zwing und Bann. (In: Festschrift Guido Kisch, Stuttgart 1955, S. 33—52.) すべて最近公刊された彼の総合的著作「Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und Rechtsbereich. Weistümer」を参照せよ。なおワイズテューマーを縦横に利用して、中世後期の村落構造を分析したすぐれた邦文文献として、伊藤榮「中世後期に於ける Markrecht の特質」(法制史研究、六)、同「ドイツに於ける農業共同體の構造」(史學雜誌、六五編十一、二號)、同「中世末期ライン流域に於ける村落の自治形態について」(政經論叢、七卷一號)を挙げることが出来る。

二

また最初に、集落形態 (Siedlungsformen) および耕地形態 (Flurformen) 並びにそれと不可分の關係にある初期中世村落のスケールや三圃農法または開放耕地 (Gewann) 制度の起源について、<sup>(24)</sup> どのような成果もたらされているかを概観してみよう。この方面の研究は、いままでもなく、地理學者や考古學者の協力に俟つところ絶大であり、地名學・耕地名學・地質學等の諸業績を無視しては絶対におしすすめられない。そのため各學問領域での、特殊専門的な方法論についての議論が活潑であるが、私にはそれを詳論するだけの準備と資格がないから、ここではその業績についての、私なりの簡単な展望をおこなってみた。



ジードルンクの研究は、集村(Gewandorf, Hautendorf)と散居制(Einzelhof)の二類型を、ゲルマンおよびケルトという民族的な理由に歸したマイツェンの劃期的大著によって、その基礎がすえられ、その後幾多の批判と修正を経つつも、偉大な地理學者であるグラードマンや、歴史家であるウエラーの、ウウルテンベルクを中心とした西南ドイツの徹底的研究により、開放耕地(ゲワン)をもつ集村の方が散居制をとるものよりも古いことが主張せられ、それがまた—ingen, —heimなどの語尾をもつ村落と符合する場合がきわめて多いところから、地名學の研究と合流して、インゲンまたはハイム村落(—ingen-Ort, —heim-Ort)をもつ<sup>23</sup>、いわば原初的なジッペ(氏族)中心のジードルンクとみる學説がうちたてられたことは、すでに周知のことである。<sup>25</sup>

しかしそのいわゆる原初性が、年代的にはたしてどこまでさかのぼりうるのかという問題、並びに「ジッペ」の内容がいかなるものであったかという問題になると、この學説はかなりオプティミスティックな主張であることがわかり、さらに西南ドイツに妥當することをもって、直ちにドイツまたはゲルマン民族領域の全體にあて

はめることは、おそろしく困難かつ危険ではないかという反駁があらわれて来た。

この反論は種々様々の面から提起されているが、一應私なりに整理してみると、その主たる理由として、(一)中部ドイツや北部ドイツ並びに北歐スカンジナビア地方の個別研究により、集村形態や三圃農法というものは、むしろ後世に成立または導入されたものであり、始源的には散居制が一般であつたろうことが推定されるにいたつたこと、(二)インゲンやハイムという語尾をもつ地名が必ずしもすべて古來からの村落でなく、八、九世紀以後、否、十二、三世紀以後に成立したのものにも、きわめて多いことが、廢村(Wüstung)の研究などを通じて逆に證明されはじめたこと、(三)農民集落の人口概數、殊に家屋數<sup>ホフ</sup>の想定が、主として考古學者による集落墓地發掘の結果可能となり、原初村落の規模が豫想外に小さかつたことが統計的に確證されるにいたつたこと、(四)従つてそのような四、五戸ないし十戸に満たない小規模な集落が、最初から三圃農法をとらねばならぬいと想定することは不自然であり、逆に犁形式の發達よりみても、ゲワン制による團體規制よりも、むしろ極端

に細長い長方形の帯狀地條たる“Langstreifenfur”<sup>30)</sup>か、さもなければ、各家屋敷をとりまくブロック狀小耕地の方がむしろ自然であり、そのような古い耕地の遺制と思われるものが、各地で立證されるにいたったこと、(五)最後に、いくつかの村落配置の上に蔽いかぶさった地域の秩序の何らかのまとまりないし統治權力のトレーガーの分析が、文獻史料を通じて精密化せられ、從來ただ漠然と考えられて來たガウ(Gau)・バークス(Baerhus)・フンデルトシャフト(Hunderterschaft)・フンタリ(Huntari)・ケンテナ(Centena)・あるいはグラーフシャフト(Grafschaft)などの地域的區分の意味が、單純にジッペ集團を基礎とするより、大きなまとまり、または王の役人の行政區域であつたとはいきれなくなつたこと、などを擧げることができ<sup>31)</sup>る。

その結果、今日比較的一般に認められている見解としていふことは、ゲワンをもつ集村、従つてまた三圃農法をもつ村は、決してグラードマンなどのいうごとき“uralt”な、本源的に古い集落形態ではなく、大體七、八世紀の頃に西南ドイツ領域からはじまり、きわめて徐徐に中部および北部ないし東南部ドイツに普及した形態

であるという點である。それでは七、八世紀以前の、最も一般的な集落形態をどう考えればよいのかという疑問がおこるが、それについては、一つは考古學の方面から、他は耕地形態の研究から、若干の有力な積極的畫像が提示されている。

北歐の研究に重點を置く論者の多くは、これを散居制(Einzelhofsedlung)とみる傾きがつよく、中部ドイツに關しても散居制を重視する一部の論者があるが、<sup>32)</sup>ニダーザクセンからウエストファリア、ラインラント、シュワーベン、バイエルン等に關する限り、そしてまた上記七、八世紀の轉換・變貌に直接先行する時期に時代を限定する限り、大體四、五戸から十戸内外のルーズなまとまりを單位とした小村落をもつて、「いわゆる原初村落」(sog. Urdorf)と考えるのが最も妥當のようである。さきにかかげたアレマン族の行列塚式墓地の發掘による村落スケールの平均値が、すでにこれを雄辯に物語<sup>33)</sup>っている。

十戸内外のまとまりの小村落は、地理學の方では一般にワイラー(Weller イギリスでいうハムレット)と呼ばれるが、ワイラーは通常八、九世紀、特に十二世紀以降

における森林地帯の開墾村落に類型的な集落形態であるため、それと區別する意味で、西ドイツの個別研究から出發したミューラーウィッレは、これを特にドルツベル(Drube)と稱し、またウエストファリアの耕地形態の研究からはいったマルティニーは、エツシュドルフ(Eschdorf)と呼んだ。「エツシュ」とは、ウエストファリア地方においては、各家屋敷の周圍にあるブロック型の耕地とは別個に、そうした小村落が共同的に耕作利用したのであろう極端な細長い長方形の帶狀地條をもつ廣大な農地の意味であり、今日でもこの地方の耕地でエツシュなる語尾をもつものがきわめて多い。<sup>(37)</sup>

もしこのような見通しがゆるされ、集村の原初性が否定されたとしても、なおかつつきのごとき二つの問題がのこる。すなわち集落形態として、ドルツベルやエツシュドルフと散居制とのいづれがより、古い型かという点と、並びに耕地形態として、Langstreifenfur とブロック型小耕地との、いづれがより、根源的なものなのかという点である。しかしこの困難な問題は、何よりも史料が絶對的に欠如しているという点と、並びに地域による地質差が大きく、地理學者の理論的推定以上に一步も出な

いということなどの理由で、殘念ながらいまのところきめ手となる方法がみつからない。たゞこの問題には、おそらく鋤や犁の發達といった農耕技術の研究が、深い關係をもつものと思われる。従つていまここでそうした太古の時代について、學説を展望することはさしひかえたいと思う。

われわれ直接の課題であるほゞ民族大移動期から七、八世紀にいたるまでの時代における「原初村落」は、今日の學界動向に照していえば、上述したところで明らかになように、まずドルツベルやエツシュドルフ、またはそれに類似したワイラー形態の小村落であり、そこには極端に細長い帶狀地條をもつ廣大な耕地と、各家屋敷に附屬したブロック型の小耕地とが並存していたものと考え、ほゞ大過なからう。もちろん具體的には、Langstreifenfur に重點を置くエツシュドルフもあり、ブロック耕地のみのドルツベルもありえたが、それはここでは問題ではない。そしてやや理論的にいえば、そのエツシュまたはLangstreifenfurの變貌が、のちのゲワンを發生せしめる祖型をなすものであり、ブロック型耕地の一方的な發達が、散居制の基盤をなすものとも推定され

うる。もちろんゲワンの成立が、村落團體員の共同による隣接荒蕪地または森林の開墾に依存した事例もきわめて多いと思われるが、<sup>(38)</sup> 原初村落自體が變貌するばあいについていえば、上記の推定もあながち不可能ではない。

そこでつぎに問題となるのは、いつ、どのような理由で、いかなる過程を経てドイツの村落が、あのマイツェンやシュリューターの著書にある集落形態分布圖にみるごとき散居制と集村とに分離したのかという點である。<sup>(39)</sup>

その時期については、既述のように、はやいとところで七、八世紀にはじまるといえるが、集落形態變貌の原因と過程がどうであつたかが問われなければならない。ミュラー<sup>(40)</sup> ウィッレやモルテンゼンは、この過程をドルツベルの核體化(モルテンゼンのことばでいえば *Balting*)<sup>(41)</sup> ないし密集化としてとらえ、その理由をば、人口の増加、牧畜中心から穀物生産中心へのきりかえの必要にもとめて、<sup>(42)</sup> 私はそれに加えて、七、八世紀における領主支配の強化、教會および修道院制度の整備をかぞえるべきであると考えたい。<sup>(43)</sup> もちろんそれと並行して、他方ではドルツベルやエッシュドルフが核體化とは逆に散居制に轉じた場合の原因をも考えらるべきであるが、それに

ついては、北西部ドイツからフランドルにかけての地形・地質、並びに牧畜の収益性、さらには相續慣行の相違等々が考慮されなければならない。

またこゝで一言注意して置きたいことは、シュワーベンからラインラントおよびウエストファリアにかけての古い村落においては、大體七ないし九世紀の頃に集村になったものが多いが、その頃の家屋敷数は平均二十戸内外であり、その戸数が十三、四世紀にいたつてもほとんど増加していないという事實である。<sup>(44)</sup> またそうした古い村落の村境域(*Markung*)は、私の調べたところでは、特に大きなもので八軒に四軒くらい、平均四軒四方前後の廣さであつたことがわかる。<sup>(45)</sup> してみると、その程度の廣さの中に、森林・牧地・まぐさ地・耕地をふくみ、中央部に村の垣根(*Ester, Zaun*)にとりかこまれた家屋敷(ホーフ)の密集地區、すなわち「狹義の村」または「本来の村」が形成されていたわけであるが、このことは、<sup>(46)</sup> 中世前期の諸條件のもとにおいて、大體標準農家二十戸前後の生活基盤が集村の發展限界であつたことを示唆するものであり、この限界からはみ出した農民群が、森林地帯や荒蕪地の開墾、あるいは東方への植民、都市への

(47) 學 界 展 望

移住を餘儀なくされたのではなからうか。この分析に、中世前期から中期へかけてのドイツ經濟史を解く鍵が秘められているように思われてならない。

いずれにしても、集落形態や耕地形態の研究がすんだ今日の段階では、<sup>(45)</sup>すくなくとも四世紀ないし七、八世紀に關する限り、ゲワンドルフ(集村)とアインツェルホーフ(散居制)の、いずれを最古のゲルマン的集落とみるべきかというナイーヴな議論は、もはやその存在意義をうしなってしまった。このことは、それだけでは至極簡単な結論のようであるが、實はゲルマン的土地所有の屬性を、マルク團體(Markgenossenschaft)あるいは三圃農法をとる團體的規制のつよい集村にもとめうるとなした十九世紀中葉以來の多くの古典的學説は、おおむねその根柢を動搖させられるにいたったことを意味する。今日において、なおマルク團體やフンデルトシャフトの公式的な始源性をとなえ、<sup>(46)</sup>三圃農法をとる集村の運営に、上世における自由農民の土地共有制の遺制をみとめうるとなすごときは、學界の動向を無視したアナクロニズム以外の何ものでもない。

さてここでわれわれは、このような原初的村落の在り

方を前堤として、あらためてグルントヘルシャフトの成立という問題を考へるべき立場においやられるわけであるが、そのためには、當時の村落秩序が何によってさええられていたかをたずねなければならぬ。グルントヘルシャフトを位置づける準備として、つぎに節をあらためて村落秩序の在り方を概観してみよう。

(22) ジードルンクの研究がいかなる發達をしめし、どうした點で論争せられ、何が解明されつつあるかのすぐれた學界展望として、つぎの著書および論文を擧げることができらる。H. Schlenger: Forschungsprobleme der modernen Siedlungskunde. Bl. f. dt. Landesgeschichte. Bd. 88, 1951, S. 41 ff.; O. Schlüter: Die Siedlungsräume Mitteleuropas in frühgeschichtlicher Zeit. bisher ersch. 2 Bde. Remagen 1952 u. 1953; H. Mortensen: Die mittelalterliche deutsche Kulturlandschaft und ihr Verhältnis zur Gegenwart. ZSWG. Bd. 45, 1958, S. 17—36. 最後のモルテンセンの展望は、きわめて簡略なものであるが、集落形態のみの問題点を知らるのに便利である。なき同じ著者に Fragen d. nordwestdeutschen Siedlungs- u. Flurforschung i. Lichte d. Ostforschung. Nachr. d. Göttinger Akad. d. Wiss., Phil.-Hist.-KI 1946-7. なる。

(23) A. Meitzen: Siedlung und Agrarwesen d. West-

germanen u. Ostgermanen, d. Kelten, Römer, Finnen u. Slawen. 3 Bde. u. Atlasband, Berlin 1895.

(24) R. Gradmann: Süddeutschland, 2 Bde. Stuttgart 1931, Neudruck Darmstadt 1957; Ders.: Das ländliche Siedlungswesen des Königseichs Württemberg; Stuttgart 1913; K. Weller: Besiedlungsgeschichte Württembergs v. 3. bis 13. Jahrhundert. Stuttgart 1938; Ders.: Geschichte des schwäbischen Stammes bis zum Untergang der Stauffer. München u. Berlin 1944.

(25) 植茂、ニューマンンに關してのピタゴラス、ロッセ、イノエ、カネ、成文に關しての參照の、その重要なる文獻は、ニューマンンの歴史家 V. Ernst の著書「ヨッワ、イノエの主要 Die Entstehung des deutschen Grundeigentums, Stuttgart 1926. 参考。

(26) K. Wührer: Beiträge zur ältesten Agrargeschichte des germanischen Nordens, Jena 1935; F. Lütge: Die Agrarverfassung des frühen Mittelalters im mitteleuropäischen Raum. Jena 1937. 参考。

(27) 藤生、ピタゴラス、W. Abel: Die Wüstungen des ausgehenden Mittelalters. 2. Aufl. Stuttgart 1955. 参考。

(28) この研究は特にマン族の定住地域たるシロワールンに於てなされてゐる。代表的には註(29)に於てなされたヴェーの大學を著したる H. Stoll: Die Alamannengräber von Haifingen in Württemberg. Berlin 1939; E. J.

Wais: Die Alamannen in ihrer Auseinandersetzung mit der römischen Welt. Berlin 1940; J. Werner: Das alamannische Fürstengrab von Wittislingen. München 1950. のイノエを参考せよ。なほ拙稿「中世初期に於ける西南マンンの村落形態」(一橋論叢「三八卷回號」)を參考せよ。

(29) 考古學者により、シロワールン地方のマン族の行列墓、墓地群を調査された結果を綜合して、この地方の村落人口の平均値を求め、ピタゴラス、イノエのイノエである。すなわち六世紀前半では、家屋敷(ホーン)の數平均、村の總人口約四〇名、七世紀前半では六戸、一二〇—一三〇名、七世紀末では十六戸、約二五〇名、これによつて七世紀に大きな變化があつたことがうかがわれる。詳しくは前掲拙稿を見よ。

(30) 最も具體的な一例は、G. Wrede: Die Langstreifenflur im Osnabrücker Lande. Ein Beitrag zur ältesten Siedlungsgeschichte im frühen Mittelalter. Osnabr. Mitteilungen, Bd. 66, 1954, S. 1—102. 参考。

(31) この問題に關しては無数の文獻が擧げられ、特にマン、ネン、マン、トに關する論争が活発であるが、それらのあらましについては、拙稿「中世初期シロワールンの貴族支配」(一橋大學研究年報「經濟學研究」一九三三年第二號所收)を參照されたい。なおシロワールン地方については K. Bohnenberger: Zur Gliederung Altschwabens im Hundertschaften, Landstriche und Grafschaften so-

wie zu deren Benennungsweise. Z. f. Württ. Landes-  
gesch. Jg. X, 1953, S. 1—28. 24. 頁 以下 詳細 なる 研究 あり。

(32) 前掲註(29) 參照。この封建制と後述のマンナー  
村のマンナー村の集落の集落 (Streusied-  
lung) なる Schwarnsiedlung なる 具體 なる 種類  
の形態 なる 研究 あり。この 研究 なる 結果 なる 著  
者 の 著 作 の 一 冊 なる 『 具體 なる 研究 なる 著 作  
あり。その 著 作 なる 一 冊 なる 『 具體 なる 研究 なる 著 作  
あり。

(33) 前掲註(29) を見よ。この 『 原初村落 』 なる 著 作  
は、この 著 作 なる 一 冊 なる 『 原初村落 』 なる 著 作  
あり。

(34) マンナーの F. Langenbeck: Beiträge zur  
Weiler-Frage. Alemannisches Jahrbuch 1954, Jahr  
1954, S. 19—144. 2. 冊 なる 著 作 なる 著 作 あり。  
この 著 作 なる 著 者 なる Fr. Huttenlocher: Vom Werden  
der oberwäbischen Kulturlandschaft. Alem. Jb. 1954, S. 167—  
187; Ders.: Gewandorf und Weiler. Deutscher Geo-  
graphentag München 1948, Landshut 1950, S. 147 ff.;  
V. Ernst: Zur Besiedlung Oberschwabens. in: Festschrift  
D. Schäfer, Jena 1915, S. 40—63. 参 照。  
(35) W. Müller-Wille: Langstreifenfur und Drubbel.  
Dt. Arch. f. Landes- u. Volksforschung. Bd. 8, 1944,  
S. 31 ff. 2. 冊 なる 著 作 なる 著 作 あり。G. Wrede: Neue  
siedlungsgeschichtliche Literatur. Osn. Mitt. Bd. 63,

1948, S. 318f. 参 照。

(36) R. Martiny: Hof und Dorf in Altwestfalen. Leip-  
zig 1926; Ders.; Grundzüge der Siedlungsentwicklung  
in Altwestfalen, insbesondere im Fürstentum Osnab-  
rück. Osn. Mitt. Bd. 45, 1923, S. 29—56; H. Rohbert:  
Die Besiedlung des Kreises Bersenbrück. Quakenbrück  
1924; Ders.: Westfälische Geschichte. Bd. I, Gütersloh  
1949; H. Aubin: Ursprung und ältester Begriff von  
Westfalen. (in: Der Raum Westfalen, Bd. II, I. Mün-  
ster 1955, S. 3—35. 2. 冊 なる 著 作 なる 著 作 あり。  
この 著 作 なる 著 者 なる F. Imeyer u. G. Wrede:  
Die Bauernschaft Nahne. (Heimatkunde d. Osnabrü-  
cker Landes in Einzelbeispielen, Heft 1) Osnabrück  
1951. 参 照。

(37) R. Martiny: Hof und Dorf in Altwestfalen. 2. 冊  
なる 著 作 なる 著 作 あり。この 著 作 なる 著 者 なる  
著 作 なる 『 原初村落 』 なる 著 作 あり。この 著 作  
なる 著 者 なる 『 原初村落 』 なる 著 作 あり。  
この 著 作 なる 著 者 なる 『 原初村落 』 なる 著 作 あり。

(38) この 著 作 なる 著 者 なる F. Steinbach: Gewandorf  
und Einzelhof. (in: Festschrift A. Schulte, Düsseldorf  
1927, S. 44—61) 参 照。

(39) 前掲註(37) の 著 作 なる 著 者 なる J. Hoops:  
Reallexikon der germanischen Altertumskunde. Bd.  
I, Strassburg 1911—13, Tafel 31. 6. 冊 なる 著 作 あり。  
参 照。

(40) 前掲註(5) 著者 H. Mortensen: Die mittelalterliche deutsche Kulturlandschaft u. ihr Verhältnis zur Gegenwart. ZSWG. Bd. 45, 1958, S. 17 ff.; Ders.: Zur Entstehung der Gewannflur. Z. f. Agrargeschichte u. Agrarsoziologie. Jg. 3, 1955, S. 30 ff.

(41) 拙稿「中世初期ノマンナーヤノ貴族支配」参照。キック教のドイツ村 H. Tuchsle: Kirchengeschichte Schwabens. Bd. I, Stuttgart 1950. の第一章第21章に詳し。人口増加の趨勢については註(2)を見よ。

(42) これはドイツの多くの村落共同体の正規のメンバーたる農民家屋敷の数にいうのである。詳しくは伊藤榮氏の論文「中世末期マンナーヤの村落の自治形態について」及び註(3)に於ける G. Wrede の論文を記す。

(43) 拙稿「中世初期における西南マンナーヤの村落形態」

(44) マナーヤの具體例や中世後期の村の在り方については K. S. Bader: Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und Rechtsbereich. Weimar 1957. に詳し。特にその上の附圖参照。

(45) この中で便宜上マンナーヤの關係の好著を例示して置く。P. Goessler: Die Alamannen und ihr Siedlungsgebiet. Dt. Arch. f. Landes- u. Volksforschung, Bd. VI, 1943, S. 113—152; E. Kiebel: Siedlungsgeschichte Bayerns u. der angrenzenden Länder. (in: Unser Geschichtsbild. München 1954, S. 99—112); A. Hömberg: Siedlungsgeschichte d. oberen Sauerlandes. Ver-

of. d. hist. Komm. d. Prov.-Inst. f. westf. Landes- u. Volkskunde. XXII, 3, Münster 1938; Ders.: Grundfragen d. dt. Siedlungsforschungen. Berlin 1938; H. Hunke: Landschaft und Siedlung im Lippischen Lande. Hannover 1951; H. Jänichen: "Dorf" und "Zimmern" am oberen Neckar. Alem. Jb. 1954, Jahrgang 1954, S. 145—166. などマンナーヤについて註(2)に於けるマンナーヤの論文が必讀の文献である。

(46) マナーヤの團體についてはマンナーヤの著作 Die freien Marken in Deutschland. Baden b. Wien 1933. 以来枚擧げるとはなき個別研究が發表された。中でも K. H. Gahnahl: Die Mark in den älteren St. Galler Urkunden. ZSRG. GA. Bd. 60, 1940, S. 197—251 u. Bd. 61, 1941, S. 21—70. がすぐれている。マンナーヤの論争については註(1)に於ける拙稿参照。

III

さて、以上にみたごときわれわれの「わゆる」「原初村落」(Urdorf)の秩序は、何によって維持せられ、また数カ村、数十カ村の上のさむ何らかの村とまじり、誰によつて統轄されてきたのであろうか。この説明は、史料の關係よりまことに困難な分野であり、カイサル、タキトゥス時代より六世紀までのことは、まったくの斷片



史料よりの推測にすぎず、やや具體的には、わずかにメロヴィング王朝末期からカロリング王朝初期にかけてのフランク國制の變革期、並びにカール大帝によるザクセン戦争當時の史料で、シュワーベン、フランケン、ザクセンの諸部族につき、部分的にうかがいうる程度である。しかしそうした史料に準據しつつ一般化したかたちで得られた諸研究の成果を、結論的にいうならば、原初村落個々の秩序は、一つには古いジッペまたは大家族の結合が中心となっており、いま一つには、軍事的目的をもって、幾人かの從士(Gefolge)をしたがえて定着した主從團が中心となっていたごとくである<sup>(47)</sup>。しかし史料面の用語例だけで、それがはたしてジッペまたは大家族團であったか、それとも主從團であったかを、正確に區別することはきわめて困難である。

いずれにしても、原初村落のまとまりは、いわば最初から人的結合の要素のつよい何らかのゲノッセンシャフトを構成していたわけで、ばらばらな移住者または移住家族のあつまりである地縁團體ではありえなかつた。その點が、十三世紀以降の、莊園支配弱體化の間隙から結成された「村落共同体」の團體意識と根本的に次元を異

にする點である<sup>(48)</sup>。そしてあたかもこのことが、その上に立つより、大きな權力者の性格を規定することとなる。すなわち數カ村または數十カ村の上に立つ秩序は、各ジッペまたは大家族の長たる家柄、ないし主從團の長(Gefolgsherr)たる個人との、人的なつながりの上に立つ土豪あるいは豪族との結合によって保持せられ、そうした地方豪族は、移住・戦争・婚姻その他によって、自家の自由な世襲領となした大所領への Allodialherrschaftと、そのような實力を背景となし、その家柄の力による權威によって、多數群小の小族長の上におよぼしうる上級支配、すなわち Oberherrschaftとの結合の上に、その地位を保っていたのである<sup>(49)</sup>。従つてそこには、自生的(autogen)なヘルシャフトの要素が壓倒的につよく、「封」の授受、「王權」のまとまりといった官職的(amtlich)な要素が缺けており、農民の「自由」、「隸屬」、「非自由」などの身分關係も、領主對農奴といった莊園制の圖式では到底切り難いものがあつた。そこにおこなわれている身分關係は、あえていえば、グルントヘルシャフトにかかわりのない "volkisch" な性格のものであつた<sup>(50)</sup>。それゆえこのような社會權威を、われわれは

假りに「前封建的」(prefeudal)な豪族支配の體制と呼びたい。

そしてこの關係は、一つの原初村落を中心とした數カ村のまとまりから、大豪族を中心とした數十カ村のそれにといたるまで、上下の關係に原理的に一貫していらしく、またそのような大豪族・小豪族をはじめ、最下部の小族長の居宅ないし本據は、おおむね大小さまざまのブルク(Burg)に據っていらしいことが推定できる。<sup>(51)</sup>それゆえ現象的には、當時の前封建社會の秩序は、ブルクを中心とした支配——Burgerschaft——であったともいいうるのである。<sup>(52)</sup>ただしその當時のブルクは、一部の例外は別として、一般には、<sup>(53)</sup>小高い丘や山麓に築かれたきわめて素朴なものであり、十一、二世紀以降における堅固な城とは外觀的に大きなひらきがあったのである。<sup>(53)</sup>しかし機能的にみて、そうした古來のブルクが果たした役割はきわめて大きかったとみるべきであり、外觀の差をもって、社會・法制史的な意味の相違を測定することは危険である。ダンネンパワーの論文は、このことを雄辯に論證している。<sup>(54)</sup>

ブルクがこのように重要な意味をもっていたというこ

とは、七、八世紀までのゲルマン社會が、ジッペまたは大家族と主從團とをまじえた人的結合の紐帶を根幹とした大小さまざまの土豪ないし豪族支配の社會であつたといふことであり、ローマ帝國の、一定の職權を委任された役人支配の、「制度國家」的體制とは、根本的にちがっていたことを意味する。われわれはこのことから、中世封建社會の形成にはたらきかけたゲルマンの要素の重要性をよみとらなければならぬ。そしてこれを内容的にいうならば、一つには、いわば自生的な人的結合を、王を中心とした官職的なものを加味しつつ、一貫した主從關係として整備してゆく時代の力を、どう考えるべきかといふことであり、いま一つには、それにともなつて、最初から自明のこととして存在せざるをえなかつた土地所有の不平等性、すなわち大土地所有または大所領が、「封」たる性格をどうして獲得していったかといふことである。<sup>(55)</sup>

このように封建社會成立の基礎構造が漸次具體的に明らかとなるのに應じて、學界の一部では、これを「貴族支配」(Adelsherrschaft)といふことばで一括しようとする傾向があらわれて來ている。<sup>(56)</sup>しかしゲルマン上世よ

り中世末期にいたるまでを、ひとしく貴族支配の表現で綜括することは、古いゲルマン自由民説やマルク共同体説への反駁としては有意義であるが、封建社會成立の意味内容を考察するためには必ずしも適確ではない。何となれば、われわれにはそこである「貴族」の内容や性格が問題であり、時代によるそれらの變化が問題だからである。

従つてそうした把握よりもむしろ、前節にみた原初村落の變貌期を一つの重大な轉期と考え、その時期に自生的な土豪支配と官職的な役人支配とが複雑なおしあいの關係をしめしつつ、カロリンガーの王權のもとに、一つの「封建體制」として國家的なまとまりに統合された事實を、大きく評價すべきではなからうか。その場合、多くの豪族がフランクの高級貴族になりあがる可能性があるのと同様に、原初村落を基盤とした地方的まとまりの實質の連續性は絶対に否定できない。大グルントヘルンヤフトが分散所領 (Streubesitz) であればあるほど、その基底に存在する村落團體の秩序は、昔ながらに維持される必要があったと考へざるをえない。この關係は、ヴイリクス (villicus) またはマイエル (Meier) となつた

ものが誰であつたかを分析することによつても解明可能である。だからこそ、十三世紀以降のワイズテューマーの出現期に、いわば次元をかえた「村落共同体」(Dorf-gemeinde) の自覺が、めざましく擡頭したのである。<sup>(88)</sup>もしこれを八、九世紀以降、グルントヘルンヤフト中心のファミリア (familia) としてのみ、農民のまとまりをとらえるべきだとするならば、<sup>(89)</sup>分散所領の多い莊園制下の村は、三圃農法の運営、入會地の利用さえもほとんど不可能な状態に陥るであろう。ファミリア的な結合の意味を無視するわけではないが、われわれとしては、それと並んで、その根柢に、十三世紀以降の村落共同体の祖型ともいふべき團體生活の實態が、昔ながらに脈々と生きつづけていたであろうことを想定せざるをえない。

またもしこの見通しが正しいとするならば、グルントヘル (土地領主) の支配とは一應別個に——實際問題としては、グルントヘルが裁判領主とパースナル・ユニオンする場合も多かつたが——、本源的に存在したブルク支配のまとまりと、ドイツで十二、三世紀以降にあらわれる裁判領主支配のそれとのつながりも、當然研究の對象となりうるであろう。しかし七、八世紀から十三世紀

までの間の法制的變化は、その間の政治的激變、特に敍任權爭議の變革のゆえに、必ずしも具體的にこの兩者の連綿たる連續を立證しえない。今後この方面の個別研究が必要なのはそのためであるが、しかしすくなくとも機能的にいつて、古いブルク支配の構造が、中世中期以降のランデスヘルまたはフォークト支配の構造と無縁のものであったといいきることは絶対に不可能ではなからうか。<sup>(60)</sup>今後中世後期村落の研究が一層の發達をしめせば、必ずや何らかの意味でのこの兩者の關連が解明されるにちがいない。<sup>(61)</sup>

中世初期村落史の研究は、古い通説でいうグルントヘルシャフトの位置づけの再吟味という直接の課題のほかに、このように實は思いもかけぬ廣範な、中世史全般の問題に對する基本的な見直しの要素をふくんでいる。新しい視角からする中世社會の再吟味が、特に地域史研究のゆたかな成果を援用して、種々工夫される機運が出て來た今日、<sup>(62)</sup>われわれも具體的な研究をもととして、舊説にとらわれぬ畫像を描くことにつとめなければならぬ。

最後に「グルントヘルシャフト」の問題であるが、私

のいまの考えではつぎのように解すべきではないかと思う。すなわちこのことをドブシュのように廣義に解する時には、<sup>(63)</sup>それは單なる大土地所有ないし大所領の意味であり、その實際はすでにゲルマン上世から存在した。ただそれがローマ世界の大所領のように、經營を主目的とするものでなかつたことは留意されなければならぬ。またそのような大土地所有は、ゲルマン本來の「貴族支配」の屬性に過ぎず、豪族と農民の關係は、タキトゥスのいうように、「自發的に、それぞれ家畜あるいは農産物を貴族にもたらす習慣」にもとづいていたのであるから、<sup>(64)</sup>これをもって直ちに封建的な支配ということは許されない。それはあくまでもわれわれのいわゆる「前封建的」な貴族支配の段階である。

ところが七、八世紀以降になると、この關係は漸次に變質してゆく。それは官職的な貴族と聖界の所領が増大し、集村化——モルテンゼンのいう *Balling*——した村落に「封建的」支配、または搾取の手のびはじめるからである。ヴィリクスやマイエルの制や、フーフエ (*Hufe, mansus*) の制が整備されるのも、まさにこの頃からである。従つてこの時期以降の封建體制下のグルン

トヘルシャフトは、狹義の、または封建制度と結びついた本来のグルントヘルシャフトとなる。しかしそれもきわめて徐々に進化したのであり、莊園領主の支配権確立と、村落の集村化とが適合關係にあったといひざるに過ぎない。

その際、原初村落の秩序のもとにあった農民の傳統的意識と、支配者側よりする莊園的身分制の意識とが、大きなくいちがいをおこすであろうことも豫想される。それが實は、部族法典の規定と、私的といわれる莊園支配下の身分との相違を暗示する原因の一つであるように思われてならない。しかしこの問題は、フランク時代における「自由民」の問題とともに、あまりにも大きなテーマであり、封建的な王權の性格や役人制の内容を調べてからでないと言言できない點が多いから、ここでは觸れないこととする。フーフエの制やマルク共同體についても、最近の動向を紹介したかったのであるが、いまは村落のみにとどめ、ひとまず粗雑な展望をおえることとする。

(47) 注目すべき文献のみを挙げる。E. Kiebel: Bauern und Staat in Oesterreich und Bayern während des

Mittelalters. (in: Adel u. Bauern im deutschen Staat des Mittelalters, hrsg. v. Th. Mayer, Leipzig 1943, S. 213—251); W. Schlesinger: Herrschaft und Gefolgschaft in der germanisch-deutschen Verfassungsgeschichte. HZ. Bd. 176, 1953, S. 225—275; H. Dannenbauer: Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen. Hist. Jb. Bd. 61, 1941, S. 1—50; Ders.: Fränkische und schwäbische Dörfer am Ende des 8. Jahrhunderts. (in: Festschrift K. Bohlenberger, Tübingen 1938, S. 53—67); H. Rothert: Westfälische Geschichte, Bd. I, Gütersloh 1949; M. Lintzel: Die Stände der deutschen Volksrechte hauptsächlich der Lex Saxonum. Halle a. S. 1933; F. Trautz: Das untere Neckarland im früheren Mittelalter. Heidelberg 1953. などがある。なかまミッタインス、ノヤーニッツ、ノヤーノ、ロンラーフなどの法制史の概説書を参照されたい。また直接的ではないが、こつした研究に絶大の示唆をあたえてくれるのは、フエール・シュナイダーのじきの研究である。Fed. Schneider: Die Entstehung von Burg und Landgemeinde in Italien. Berlin—Grunewald 1924; Ders.: Staatliche Siedlung im frühen Mittelalter. (in: Gedächtnisschrift f. G. v. Below, Stuttgart 1928, S. 16—45.

(48) K. S. Bader: Entstehung und Bedeutung der oberdeutschen Dorfgemeinde. Z. f. Würt. LG. NF. Jg.

1; 1937, S. 265—295; Ders.: Staat und Bauerntum im deutschen Mittelalter. (in: Adel und Bauern, hrsg. v. Th. Mayer, S. 109—129.)

(54) この關係を最も具體的に考察する研究は、ハローペンの地方史家バーン(Baart)の著述による。この著述は、一族の支配形態の變遷を分析した。ハローペンの著述は、H. Jähnichen: Baar und Hunnari. (in: Mainauvorträge 1952, Grundfragen der Alemannischen Geschichte. Lindau u. Konstanz 1955, S. 83—148.) 著者ハローペンの著述族の所領關係について、S. Krüger: Studien zur sächsischen Grafschaftsverfassung im 9. Jahrhundert. Göttingen 1950; H. Beumann: Widukind von Korvei. Weimar 1950; H. Wiedemann: Karl der Grosse, Widukind und die Sachsenkrieg. Münster 1949. の二つの著述を参照せよ。

(55) この二つのことは、部族法典の身分制の意味を考へれば、あつて明白である。なお、ノルマン人のノルマン人の身分は、農民の身分が一律に農奴としての地位を簡單なものでなかつたことは、その著述の注釋を参照せよ。その著述は、G. Tellenbach: Die Entwicklung des classes rurales en Bavière. Paris 1949. の二つの著述を参照せよ。

(56) A. Funk: Zur Geschichte der Frühbesiedlung des Hegaus durch die Alamannen. (in: Festschrift Th.

Mayer, Bd. II, Lindau u. Konstanz 1955, S. 23—51. 著者の著(56)の著述は、著者Viktor Ernstの著述「Die Entstehung des niederen Adels. Stuttgart 1916; Mittelfreie, Ein Beitrag zur schwäbischen Standesgeschichte. Stuttgart 1920; Die Entstehung des deutschen Grundeigentums. Stuttgart 1926.」を参照せよ。

(57) H. Dannenbauer: Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen. 参照せよ。

(58) この二つの著述は、ノルマン人の封建制の成立を論じた邦文著述として、木村俊三郎「ノルマン人の封建制の成立」(法制史研究)八巻所収)を参照せよ。

(59) 前掲註(57)参照。

(60) この二つの著述は、ノルマン人の封建制の成立を論じた邦文著述として、I. Dienemann-Dietrich: Der fränkische Adel in Alemannien in 8. Jahrhundert. (in: Vorträge u. Forsch. I, 1955, S. 149—192); E. Krebel: Alemannischer Hochadel im Investiturstreit. (in: Vorträge u. Forsch. I, S. 209—242); W. Schlesinger: Herrschaft und Gefolgschaft in der germanisch-deutschen Verfassungsgeschichte. HZ. Bd. 176, 1953, S. 225—275; G. Tellenbach: Vom karolingischen Reichsadel zum deutschen Reichsfürstenstand. (in: Adel u. Bauern, hrsg. v. Th. Mayer, Leipzig 1943, S. 22—73); H. Krahwinkel: Untersuchungen zum fränkischen Bene-

- fizialrecht. Weimar 1937; Ders.: Feudum. Weimar 1938. 封建權論。
- (29) 中世中世期の封建論を論ずる O. Fr. v. Dungenm: Adels Herrschaft im Mittelalter. München 1927. 封建論の史的考察を論ずる H. Dannenbauer: Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen. Hist. Jb. 1941, S. 1—50. 封建中世期の歴史を論ずる H. Mittels: Formen der Adels Herrschaft im Mittelalter. (in: Die Rechtsidee in der Geschichte. Weimar 1957, S. 636—680) 封建論の史的考察を論ずる H. Mayer (Hrsg. v.): Adel und Bauern im deutschen Staat des Mittelalters. Leipzig 1943; Ders.: Das Königtum, Seine geistigen und rechtlichen Grundlagen. (Vorträge u. Forschungen III, Lindau u. Konstanz 1956) 封建論の史的考察を論ずる E. F. Otto: Adel und Freiheit im deutschen Frühmittelalter. Berlin 1937; A. Waas: Herrschaft und Staat im deutschen Frühmittelalter. Berlin 1938. 封建論の史的考察を論ずる。
- (25) 中世中世期の封建論を論ずる F. E. Stengel, Merovingenzeit. (in: Festschrift E. F. Stengel, Münster u. Köln 1952, S. 93—129) 封建論の史的考察を論ずる K. S. Bader: Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und Rechtsbereich. Weimar 1957; H. Wiessner: Beiträge zur Geschichte des Dorfes und der Dorfgemeinde in Oesterreich. Klagenfurt 1946. 封建論。
- (26) A. Doppsch: Herrschaft und Bauer in der deutschen Kaiserzeit. Jena 1939. 封建論の史的考察を論ずる。
- (28) 中世中世期の封建論を論ずる W. Metz: Studien zur Grafenschaftsverfassung Althessens im Mittelalter. ZSRG. GA. Bd. 71, 1954, S. 167—208; Ders.: Bemerkungen über Provinz und Gau in der karolingischen Verfassungs- und Geistesgeschichte. ZSRG. GA. Bd. 73, 1956, S. 361 ff.; A. Bauer: Gau und Grafenschaft in Schwaben. 1927; W. Schlesinger: Die Entstehung der Landesherrschaft. Bd. I, 1941; H. Philipp: Territorialgeschichte der Grafenschaft Büdingen. Marburg 1954; A. K. Hönberg: Grafenschaft, Freigrafenschaft, Gografenschaft. Münster 1949; K. S. Bader: Der deutsche Südwesten. Stuttgart 1950; Ders.: Volk-Stamm-Territorium. HZ. Bd. 176, 1953, S. 449—477; K. Kroeschell: Die Zentgerichte in Hessen und die fränkischen Centene. ZSRG. GA. Bd. 73, 1956, S. 300—360.
- (27) 中世後期から近世初期にかけての村落共同体の研究を

若干例示して置きたる。その中に K. S. Bader, H. Wiessner などの論著轉のほかに K. H. Qütrich: Herrschaft und Gemeinde nach mitteldeutschen Quellen des 12.—18. Jahrhunderts, Göttingen 1952; R. Wilhelm: Rechtspflege und Dorfverfassung nach niederbayerischen Ehehofsordnungen vom 15. bis zum 18. Jahrhundert, Lanshut 1954; K. S. Kramer: Die Nachbarschaft als bäuerliche Gemeinschaft, München-Pasing 1954; F. Krins: Nachbarschaften im westlichen Münsterland, Münster 1952; F. Grass: Pfarrei und Gemeinde im Spiegel der Weistümer Tirols, Innsbruck 1950; F. Zimmermann: Die Rechtsnatur der altbayerischen Dorfgemeinde und ihrer Gemeindentzugsrechte, Straubing 1950. などの研究がある。

(28) 新しくた新しむ視角からする綜合の例として O. Brunner: Land und Herrschaft, 3. Aufl. Brunn 1943; K. Bosl: Staat, Gesellschaft, Wirtschaft im deutschen Mittelalter. (in: Gebhardts Handbuch der deutschen Geschichte, Bd. I, 8. Aufl. Stuttgart 1954, S. 584—684. を讀むべきである。

(29) エトニック問題のドイツ・ゲルマン・シヤンナ・社会史の中心となるものとして存在したものを見解を述べた。なかんずくエトニックの歴史に關して S. Hofbauer の著 Die Ausbildung der grossen Grundherrschaften im Reiche der Merovinger, Baden b. Wien 1927. を見よ。

(30) Tacitus: Germania, c. 15.

(一九五八・八・三) (一橋大學教授)